

予算審査特別委員会記録

＜県土マネジメント部、地域デザイン推進局＞

開催日時 令和3年10月4日（月） 10:03～11:09

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

佐藤 光紀 委員長
亀甲 義明 副委員長
池田 慎久 委員
井岡 正徳 委員
奥山 博康 委員
山村 幸穂 委員
中村 昭 委員
田尻 匠 委員
川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 村井 副知事
湯山 総務部長
松本 県土マネジメント部長
濱本 政策統括官
岡野 地域デザイン推進局長

ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事 9月定例県議会提出議案について

＜会議の経過＞

○佐藤委員長 ただいまから本日の会議を開きます。

奥山委員は、遅れてくるとの連絡を受けていますので、ご了承お願いいたします。

それでは、日程に従い、県土マネジメント部、地域デザイン推進局の審査を行います。

これより質疑に入ります。その他の事項を含めて、質疑等あればご発言願います。

なお、理事者の皆さんには、委員の質疑等に対して、明確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

加えて、発言時には、氏名及び担当課を述べて挙手いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

また、マスクを着用しての発言になるかと思いますので、マイクをできるだけ近づけてご答弁いただきますようお願いいたします。

それでは、ご発言願います。

○田尻委員 それでは数点についてお伺いしたいと思います。

まず、この予算審査特別委員会あるいは本会議等々を含めて、かなり加速して、デジタル化やいろいろな構想が打ち出され、様々な分野で推し進められていくと思えます。ドバイで万博も開催しました。2025年の大阪万博でもかなり一気に現実化になってくる、いろいろな形で、今までにない世界が広がると思っています。

その一環として県内でいろいろな分野でドローンの活用が盛んに推進されているように認識しています。今まで見ることのできなかつた空からの世界、かなりのスピードでいろいろな分野に利用されていると思えます。

そこでお伺いするのは、土木の仕事をされている、あるいは新しいまちづくりをされているセクションの皆様なので、ある意味では足場が悪い、危険とも対峙しながら、工事、計画を進めていかななくてはならないと思えます。

ドローンの活用もかなりされているように私自身は認識しているところですが、県土木行政あるいは計画等々を含めて現在の状況、取り組んでいただいている内容等についてご報告をお願いしたいと思います。

○村田技術管理課長 ドローンに関してですが、県では、令和元年度から土木事務所へのドローンの配備を始め、令和2年度には山間の出張所を含めた全土木事務所に各1台のドローンを配置し終えたところです。ドローンの活用方法としては、工事の進捗状況の把握や災害時の出水・浸水状況あるいは河川堤防や道路のり面の被災状況の把握等に活用しており、昨年度は全土木事務所で合計180回の飛行実績があります。

ドローンの操縦に関しては土木事務所の職員が行っており、ドローンを安全に飛行させるため、技能だけでなく航空法等関係法令等に関する知識が必要となるため、毎年20名程度の職員に民間養成研修を受講してもらい、操縦資格者の増員に努めているところです。

ドローンについては、工事の進捗状況確認や、あるいは災害時の状況把握以外にも様々な活用方法が考えられますので、安定して運行できるよう、操縦資格者の確保と体制の充実に取り組んでまいりたいと考えているところです。

○田尻委員 もう既にいろいろな分野で取り入れ、活用いただいているということです。そのことについては評価いたしますが、奈良県の場合は、特に土砂崩れであるとか、あるいは道路の崩壊、またダム等も含めていろいろな分野で、この先、何も無いときから常に監視体制をする取組をしていただきたいと強く思います。

現在は、ドローンの操縦士は登録制度になっているようですが、この先、免許制度になるということです。できる限り多くの方々に操縦士としてできる資格あるいは技術を持っていただきたいと強く思っているところです。各県においても操縦士の養成、教習というような制度がかなり進んできており、自動車学校とタイアップという形で進められている県が多いようです。奈良県においても今やっとスタートしたようですが、専門の人にお伺いしますと、雨の日の飛行が難しいということ、また、バッテリーの充電時間といえますか、飛行時間がこれからの課題かということで、まだまだ成長産業と言われていますが、2025年の大阪万博では、有人タクシードローンが飛ぶような計画がなされているようにも聞き及んでいます。その辺の情報と常にタイアップしながら、安全性のためになお一層進めていただきたいと思っているところです。

それから、よく報道等でもされますが、十津川村で、国土交通省の事業ですが、無人化で重機が動かされるという場面を見るところですが、これからそのようなことも含めて、デジタル化を含めた安全性の確立、あるいは工事の推進等を進めていくと思いますが、せっかく国土交通省からもお見えいただいて、奈良県を何とかよくしてやろう、安全にしてやろうという強い意思を持って取り組んでいただいています松本県土マネジメント部長の見解を一度お伺いしたいと思えます。

○松本県土マネジメント部長 田尻委員から、無人化施工を含めたICTの活用、公共工事における活用についてご質問いただきました。

建設業界において、生産性を高め、安全性を高めていくという観点から、無人化施工をはじめとするICT施工が非常に重要だと思っています。県としても、国、さらにはほかの県で取り組んでいる状況もありますので、そういったところをしっかりと勉強させていただき、県の現場において、どういうものを導入していけば効率的になるのか、安全になるのか、そのようなことをしっかりと考えながらこの課題について取り組んでまいりたいと思っています。

○田尻委員 特に国土交通省もいろいろな形で取組をされているように、間接的に聞き及んでいます。なお一層奈良県とも連絡を密に、そのような情報等も取り入れていただき

ながら、県民の命、安全性の確保、また工事に携わっていただく皆さんも安全でなくてはなりませんので、その点を強くお願いしておきたいと思えます。

次に、最近は、大変うれしいことではありますが、新型コロナウイルスの感染者が全国的に少なくなってまいりました。昨日10月1日以降の報道は、観光地や飲食店に人が戻りましたということで、何か一気に、堰を切ったように人がいろいろな観光地や飲食店に出かけておられるような状況を報道等で見るところです。それはそれなりに評価するのですが、まだまだコロナも第6波が来るとか、先が分からないと言われていています。

そのような中、県内の建設業に新型コロナウイルス感染症の影響が、直接的あるいは間接的にかなりの影響があったのではないかと私自身は認識していますし、コロナ禍で人の手配が進まないなど、いろいろな形で影響があったように推測するのですが、現在、県土マネジメント部で認知されている新型コロナウイルスの影響と申しますか、コロナ禍の今日、いろいろな建設業の発注形態あるいは工事施工形態について、どのような影響があったのか、どのような認識でおられるのか、その点についてお伺いします。

○谷建設業・契約管理課長 県発注工事についてですが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、受注者から工事の一時中止や工期の延期の申出がありましたときには、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約の変更を行っているところです。

工事の一時中止ですが、約1,800件の工事契約において、令和元年度に9件、令和2年度に6件、令和3年度に2件の申出がありました。工事の延長についてですが、令和元年度に9件、令和2年度に4件、令和3年度に申出はございません。

工事の一時中止と工期延長の申出の主な理由ですが、従業員の方の出勤制限など、感染拡大防止への対応、もしくは従業員の感染ということになっています。県の発注工事については、今のところ大きな影響は出ていないと考えていますが、今後も新型コロナウイルス感染症の影響については、建設業団体からの聞き取りを行うなど幅広く情報収集に努め、関係部署と連携の上、迅速に対応してまいりたいと考えています。

○田尻委員 直接、間接で、いろいろな形で影響があるのはそのとおりだろうと思えます。県の段階では認識していただいています。現場で聞く声あるいは直接建設業に携わっておられる声を聞くと、足場を組む、あるいはいろいろな工事をするにしても、職人さんの手配あるいは連絡等々を含めて、かなり遅れますというような話を聞いたり、それから、コロナ禍の影響なのか、建築資材が全く入ってこない、専門的には分かりませんが、本当に身近にどこにでもあるようなねじが全く入ってこない。そして、供給されるとしたら

大手スーパーゼネコンが全て購入されて、まず入ってこないというようなことを聞いたことがあります。なかなか厳しい現実があるなということですので、ここのことも含めて、県内のいろいろな形で従事していただいている皆さん方が、一步でもスムーズに行くようにと思っています。

そのような中、偶然というか、たまたまですが、昨日、私どもの自宅の給湯器が故障し、お湯が出なくなりました。これは困ったということで、業者に連絡をいたしました。そうしたら、日曜日でしたが夕方来てくれまして、これはもう設置されて10年たっていますので部品もありませんし、これはもう取り替えていただかなくてはなりませんということをおっしゃったので、お願いしますと、こう申し上げたら、ところが、田尻さん、残念ながら、物が無いのですと。お宅の商売と違いますの。いや、ところが、実際ないのです。どうということですか。ご承知のとおり、コロナ禍や半導体不足で、要するに給湯器が入ってきません、いつ入ってくるかどうかは今すぐ答えられませんと。何ならいろいろなどこへ問合せをしていただいて、1台か2台ならお持ちのところがあるかも分かりませんので、そこへ頼まれたら早くていいと。そしたら、今日から風呂入れませんが、どうしたらいいのでしょうかと聞くと、スーパー銭湯に行くなりもらい湯に行くなり、それは自分で考えてくださいと。本当にないのですかと聞くと、1台もございませんので、念のために申し上げておきますと。そのようなことが現実として起こっているのかと。よく半導体不足の話は聞いており、車の製造ができないというのは思いましたが、まさか身近な住民のところにこのような影響が出てくるのかということ、非常に恐怖を抱いたところです。そのような現実があるということも含めて、県行政の皆さん方も認識をしていただければと思っています。

最後に、平城宮跡の南側に駐車場が整備され、10月1日からオープンされました。私はこの問題について、建設委員会で取り上げてまいりました。この先、せっかく積水化学工業(株)の跡地を県が購入して、これから整備を進めていこうとする段階ですが、この先どのような形で、何年度に平城宮跡の周辺整備に取り組んでいかれるのか、その方向性をしっかりと、もう一度確認したいと思っています。

さきの建設委員会で申し上げましたが、建設委員会がネット中継をされており、新潟大学建築科の大学生が視聴されて、私の事務所にいろいろ問合せがあり、この先、平城宮跡はどうなっていくのか非常に興味がありますというお話がありました。ありがたいことだと思っておりますし、この話をここに出席の幹部の方にお話ししたら、いつも川口(正)

議員がおっしゃっておられます、技術屋さんが少ないなら、ぜひとも新潟大学建築科を卒業したら奈良県庁も受けてくださいと、このようにおっしゃっているので、今度、お正月にお帰りのときに会う機会がありますので、一回その話もしてみようとは思っています。

そのような中で、この駐車場の整備がされたというので、私はいい意味で、活用されてよかったと思い、SNSで発信しました。そしたら、せっかく買った土地が駐車場かという、手厳しいお言葉もいただきました。それぞれのいろいろな考え方があるのだなということも事実として認識しなくてはならないなと思っていますが、そのことも含めて今後の取組方、そして新しい平城宮跡の在り方を含めて、時期的なものを含めてお伺いしたいと思います。

○中岡平城宮跡事業推進室長 平城宮跡南側地区については、立地を生かして往事の平城京のスケールを感じていただいて、平城宮跡全体に広がりを感じていただける公園としての整備を進めているところです。魅力ある歴史公園としての整備の方針や導入機能などについて、有識者からなる検討委員会を設置し、現在ご議論いただいているところです。整備の基本的な方向としては、全体ができた後ということですが、計画地の東側部分を、朱雀大路の遺構として将来に引き継ぐよう保全いたします。あとのエリアは休憩施設や憩い・くつろぎ空間を創出するよう、来訪者のアメニティー向上のための公園設備を整えてまいります。そのうち、ここには駐車場を先行整備したところです。

現在のスケジュールというところですが、先ほど申しましたとおり、有識者にご議論いただきながら進めているところであり、まずは来年度に整備計画を策定すべく、パブリックコメントを実施し、皆様の意見を広くお聞きした後、計画という形でまとめ、その後、引き続き設計に着手し、令和5年度には公園の本格工事に着手したいと考えています。

なお、本格整備の間、先行整備した駐車場以外の部分については、手戻りにならない範囲で造成や整地などを行いたいと考えています。併せまして、文化財の発掘調査もしっかり行ってまいりたいと考えています。

本格的な整備の着手は、文化財の調査の後になると考えています。完成目標としては、令和6年度末を目指しているところです。

○田尻委員 まだ少し時間がかかるというか、より慎重に、よいものということで捉えられていると思いますが、災害時のことも含めて、そういう対応もでき得る、活用できるということも含めて整備を進めていただきたいと強く申し上げておきたいと思います。

今、国土交通省の国営公園として整備が進むことになりました。以前は文化庁が所管を

されておりました。よく奈良にお見えの皆さん方から、生徒さんも含めて、電車に乗っていたら、あの草むらは何ですか、新しい住宅地ができるのですか、ゴルフの練習場ですかという話を聞いたことがあります、いえいえ平城宮跡ですと言ったら、ポカンとされていました。今、形が見えてくるということは、それなりに今の時代に、守りながら、見ていただき、触れていただくことは、私自身はいいものであると思います。そういう意味では注目度も高いと思っていますし、奈良県の一つの大きな観光ポイントです、スピード感を持って、いろいろなご意見があるのは重々承知の上ですが、パブリックコメント等を通じて、皆さんと一緒によりよいもの、そして、子どもや学生がたくさん来て、文化や歴史に親しんでいただける、そのような施設であるように、私どもも一生懸命取り組んでまいりたいと思っています。

○山村委員 私からは最初に、残土の処理について伺います。

7月の豪雨によって発生した熱海市での土石流は大変な被害をもたらし、映像も流れ、衝撃が広がりました。原因となったのが、残土処理として積み上げられた盛土であったと発表されました。現在、国の法律の下では、宅地造成等規制法のほかには盛土についての規制、あるいは建設発生残土を一般的に規制する法律がない状況であります。これまでから大雨あるいは地震の際に、盛土の被害が各地で繰り返し起こっているにもかかわらず、国が規制の仕組みをつくってこなかった、そういうことを怠ってこられたのではないかと思います。国土交通省は緊急的な点検を指示され、対策を求めています、根本的には法整備が急がれると思っています。

こういう中で、地方自治体が独自の条例で規制を行われています。全国では21府県、370を超える市町村で何らかの条例があるということで、奈良県でも幾つかの市町村で条例が制定されているということでもあります。近畿ブロック知事会は、全国一律に適用される最低限度の基準の設置等が不可欠だと提言をされています。

奈良県内でも、残土が積み上がっていて心配だという声も、私のところにも届いたり、これまでから対応を求められていた経過もあると思うのですが、県でも盛土の安全対策、あるいは規制について、条例の制定も含めてどのように取り組まれるのかお伺いしたいと思います。

○伊藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）

山村委員ご指摘のとおり、奈良県内では、現時点で13の市町村が土砂の埋立等の規制条例を整備し、一定規模以上の盛土に対して審査と許可をしています。また、県では、これ

らの条例を制定している13市町村と令和元年8月に、土地の改変に係る共同監視に関する協定を締結しています。これにより、県において森林法や砂防法、宅地造成等規制法、農地法、自然公園法並びに廃棄物処理法等を所管する各部局が連携して盛土等の規制あるいは監視・指導を行うとともに、市町村条例によって対応する盛土等に対しても、県が市町村に対して技術支援を行うことで、土地改変に係る危険な行為の防止に努めているところです。

一方、今般、国において、熱海市で発生した土石流災害を受けて、8月10日に盛土による災害防止のための関係府省連絡会議、また、9月30日には有識者による、盛土による災害の防止に関する検討会が設置され、災害防止のための議論が開始されるとともに、各都道府県に対して、盛土について総点検を実施するよう要請があったところです。このため、県としては、国の要請に基づく県内の総点検の調査の結果並びに国の議論の動向について、注視してまいります。

○山村委員 市町村とともに、現状では対策なども考えていただいているということだと思います。いずれにしても国がきちんと法律をつくられることが、まずは必要と、今の時点では思っています。

ただ、先ほど言われたように、奈良県内でも市町村とともにということで、注意を払っていただいているとは思っているのですが、例えば、香芝市穴虫で、住民の方から残土が積み上がっている問題で、心配だと相談がありました。県も現場を確認していただいているようですが、そのようなところ、また、知らない場所で積み上げられているということもこれまでからありました。そのようなことも含めて、一層の点検強化をお願いしたいと思います。法律に基づいて、県としても対応をこれから進めていただきたいと思います。

もう一点、この際申し上げておきたいのですが、JR東海がリニア中央新幹線工事で発生する膨大な残土に住民の不安が、全国で広がっています。奈良市附近を通過する、こういう計画でもありますから、県内でもこの残土問題が避けて通れないのではないかと思うのです。自然環境を壊して崩落事故のリスクを高める、こういうリニア中央新幹線というのは今の時代にマッチしない、環境破壊につながっていくことだと思いますので、これは推進ではなく、中止を求めるべきだと思います。これは意見です。

次に、京奈和自動車道大和北道路トンネル工事について伺いたいと思います。

奈良市内で大深度地下トンネルを掘って高速道路を通す計画ですが、平成30年4月に事業化されています。地下空間は4.5キロメートルで、直径16.5メートルのトンネ

ルが2本並行して並ぶということであり、工事費として、現状トンネル部分は約2,000億円と推定されていますが、2032年に開通を目指すとしています。

この問題については、私も本会議で質問させていただきました。2020年の10月に東京外かく環状道路トンネル工事現場で住宅地の道路に深さ5メートル、長さ5メートル、幅2.5メートルの大きな陥没が発生したということで、その直下で大深度地下工法によってシールドマシンの工事が行われており、それとの関係がはっきりし、認定されたという問題が起きました。これに関わる有識者委員会の委員長は、地中の1メートル先はどうなっているか、本当に分からないと、このように述べておられます。

そもそもその大深度地下法は、大深度地下は、本来は所有権が及ぶが、通常使用しない空間であることから、地権者の同意なしに利用し、補償もしないと法律で決めて、国土交通大臣の許可で使用できるとされました。補償もしないということで、これは欧米では地下であっても土地収用の手続を必要としているということで、世界でもまれな法律ということだと思います。

この法案が審議をされている過程でも未解明な課題が多く、地下水位の低下、水圧の低下、地盤沈下、地下水汚染などの懸念や地下工事の安全確保、環境保全について、具体的な方策がないということで、また、さらに住民の意見が反映される保証がないということも指摘をされています。しかし実際には、政府はシールドマシンが壊れない限り問題はないのだと繰り返し述べられまして、工事が進められてきたわけであり、

このような現状を鑑みて、奈良県で行われているであろう、この地下トンネル工事、これについてどう対処されるのかということで質問をさせていただきました。県は、事業者に対して、住民に丁寧な説明を求めるとということで、県もその協力をすると回答がありました。それは当然のことだと思っっているのですが、その後、この件に関して国道事務所や工事主体から何か対応されているのか、あるいは把握されているのか分かりましたらお答えいただきたいと思います。

○六車県土マネジメント部道路政策官（道路建設課長事務取扱） 今、国土交通省とNEXT西日本において、外かく環状道路の対応を注視して、地盤の状況を踏まえて安全に工事が実施できるよう設計していると聞いています。

○山村委員 そこで伺いたいのですが、大深度地下工事による地上への影響についてのリスクについては、県としてはどのように認識をされているのか伺いたいと思います。

○六車県土マネジメント部道路政策官（道路建設課長事務取扱） 県としては、国の調査

や検討事項において、それを鑑みながら対応していくものと考えています。

○山村委員 対応はそうだと思いますのですが、県民に対する影響、大深度地下工事によって起こる可能性があるのかないのか、あるいは、このようなことが懸念されると思っているのか、そういう認識について伺っています。

○六車県土マネジメント部道路政策官（道路建設課長事務取扱） 私どもには、どこまで影響がある、どこまで影響がないというような情報については、国もしくはNEXCO西日本のほうから情報提供をいただいております。ただ、安全に工事を実施できるよう検討しているということですので、事業者が住民に例えば説明を行う際には、県も協力してまいりたいと考えています。

○山村委員 事業者が責任を持って安全に工事を進めていくというのは当然のことだと思いますが、ただ、場所が奈良県で、奈良県民の皆さんが暮らしている、その地下で行われる工事であることから、県としても県民の安全あるいは財産をちゃんと守る責任が私はあると思っています。陥没だけではなく、その地域では振動あるいは騒音、低周波というような被害が日常的に相当起こっていたということで、健康被害が起こったり、実際に生活が非常に大変だったという深刻な状況も起こり得るという状態の工事になるということです。そういうこともしっかりと受け止めておいていただきたいと思います。

この計画ですが、奈良県が道路計画そのものについて環境影響評価を行っています。これは平成18年7月ですが、その中で、工事実施段階での環境影響評価として、建設機材の稼働による騒音、振動あるいは粉じん等が項目として上がり、環境アセスメントもされています。しかし、土壌環境や地質などについての項目はありませんでした。そのときはまだこの大深度法がなかったけれども、その当時から地下深く通す計画であるということでありました。今、このような現実に被害が起こっている中で、県としても県民の安全・財産を守る立場から、大和北道路の大深度トンネル工事が持つリスクを科学的に把握すべきではないかと私は思います。どういう形でそれを実施されるのか、ちゃんと資料を公開してもらおうのかとか、そういう方法もあると思うのですが、その点についてどのようにお考えか伺いたいと思います。

○六車県土マネジメント部道路政策官（道路建設課長事務取扱） 情報については、事業者が今、安全性をどのように公開し、決めているか、聞いておりません。情報が入り次第、それに沿ってやっていきたいと思っています。

○山村委員 今のお答えを聞いていて、聞いていないから分からないと、まだやってない

のかもしれないですが、こちらから聞くという姿勢にあるようになかなか思えなくて、非常に消極的に受け止めました。計画区域の地盤も含めて、実際に設計をされているということでありましたら、その設計の状況がどうなっているのか、調査の状況はどうなっているのか、そのことを強く求め、その情報は県民にも開示して、広く議論ができるような状況にしないといけないと思います。大深度地下での工事の安全性を担保する法令上の規定がないという欠陥の工事が行われて、県民に被害が出るということは絶対にあってはならないことなので、その安全を守っていく責任を県としても果たしていただきたいということを強く申し上げておきたいと思います。

次に、先ほど田尻委員から質問がありました国営平城宮跡歴史公園南側の活用計画について伺いたいと思います。

10月1日から駐車場が供用されています。この件に関して、先ほど答弁にも少しありましたが、発掘調査が駐車場の部分についてどのように実施されたのか、また跡地全体の発掘調査についてはどう進めていくのかについて伺いたいと思います。

○中岡平城宮跡事業推進室長 山村委員からお尋ねのありました発掘調査の内訳について、まず、現在、暫定整理した駐車場部分の調査ですが、昨年8月から11月にかけて、工事に当たりましては、遺構面に配慮しながら丁寧に盛土等を行い、実施をしたところですが、報告では、建物跡などは出てきていないと報告を受けているところであり、今年度末までに調査報告書にまとめる予定となっております。

今後の発掘調査ですが、今年度、公園としての整備計画について、整備の方針や導入機能などについて、有識者から成る検討委員会でご議論いただいているところですが、この検討委員会には文化財専門の著名な有識者にもご参加いただいています。ご指摘いただきました文化財発掘調査については、同委員にもご意見を伺いながら文化財所管部局と調整し、来年度から実施したいと考えています。

○山村委員 確認ですが、今回駐車場部分の発掘については、一部はしたが全体はしてないということですか。

○中岡平城宮跡事業推進室長 駐車場部分については、文化財所管部局とも協議しながら、遺構面に影響がある部分について実施しました。

○山村委員 ということは、その一部だけされて、あとは盛土などで保護をされたということですか。

○中岡平城宮跡事業推進室長 文化財発掘調査ですが、今回は、例えば建築物を予定して

いるであるとか、掘削の対象となってくる箇所など、遺構面が壊れる可能性がある範囲を調査し、それ以外は触らずに、保護、残すという考え方で実施しました。

○山村委員 分かりました。その他の部分、駐車場以外の部分については、今後、活用についての検討委員会を設置されて、その中でどうしていくかということをご相談の上、進めていかれるということですか。

○中岡平城宮跡事業推進室長 山村委員お述べのとおりです。

○山村委員 積水化学工業跡地の部分は、平城京に都があった当時には宮殿の外に設けられた役所などがあったという可能性もある、大変重要な施設があったかもしれないということで、非常に奈良文化財研究所も注目される地域となっているということです。平城京の研究が進められていますが、その価値を確認する上で重要な位置になると専門家の方も述べられているので、私はきちんとした発掘調査を行っていただくとともに、その成果を生かして国営平城宮跡歴史公園と一体となった利用計画を策定していただきたいと思っています。

専門家の方にも入っていただく検討会議がつくられるということですが、メンバーについては、今、著名な方と言われました。もちろん専門家の方だろうと思うのですが、奈良文化財研究所とも相談して進めるということでしょうか。

○中岡平城宮跡事業推進室長 今回の調査発掘区域については県で実施をいたしますが、先ほど申しましたとおり、考古学関係の有識者のご意見を聞きながら進めてまいるということになります。

○山村委員 奈良文化財研究所とは相談されないということですか。

○中岡平城宮跡事業推進室長 県の文化財所管部局で奈良文化財研究所と何らかの協議をするかについては、把握しておりませんので、またお知らせしたいと思います。

○山村委員 平城宮跡が世界遺産に認定される、世界の宝ということになりましたが、その基礎研究、つまり、発掘をはじめ現在に至るまで、あの地がどのような歴史的価値があるのかということの研究されているのは奈良文化財研究所です。そこと相談もなく県が決めていくという在り方というのは、私は解せない、どういうことなのかと思います。しっかり返事いただきたいと思っています。

現状、県が進めてこられました平城宮跡歴史公園の在り方、国がやっている部分と県がされている部分は分かれています、その在り方には多くの意見があります。朱雀門南側一帯をどのようにしていこうとされているのか、統一的な方向が見えてこない。便益

施設として休憩所や食事場所、駐車場も、私は必要だと思っています。けれども、遣唐使船があったり、さらには今後、正倉院を模した体験館が計画されると。歴史公園というよりもテーマパーク的な様相を呈しているということで、多くの方から、あそこに行くたびにがっかりすると、そういう声も聞いています。

もともと平城宮跡を保存して活用するためにつくられました文化庁の平城宮跡歴史公園のコンセプトは、静かに古代に思いをはせることができる空間をつくるということでありました。建物をたくさん建てていくと、どうしても固定化したイメージを持ってしまうということで、私は、巨額の費用をかけた建物を造るよりも、空間を生かしてソフト面での取組が必要だと思いますし、多くの方もそういう面で活用されていると思うのですが、奈良市内、ああいう都市の中に残された広大な自然空間、遺跡の調和、静かな環境というのがこれまでから多くの市民に愛されてきました。このよさを多くの、海外も含めて、観光で訪れる方々に感じてほしいなと切望しています。

今、パブリックコメントをなさるとか、そういう計画であるということもお聞きしました。まず、世界遺産としての価値を損ねないように、また、さらなる発見でその価値が高まるということもありますから、しっかりと専門家、奈良文化財研究所の意見も聞いて、後世に歴史的価値を伝えることができるように取り組んでいただきたいと思っています。これは意見です。

○川口（正）委員 時間があるようですので、数点、要望を申し上げておきたいと思えます。

一つは、新しい道路を造られる場合、造られる場合と言っても進行中のものもあります。特に、明日もまた発言させてもらうわけですが、ユンボ問題でいろいろ悶着がまた噴き出ているわけです。というのは、この新しい道路と古い道路との交差地帯が、新しい道路はかさ上げされますから、つまり交差点、交差路にならないというようなことなどもあり、ユンボ問題でとかくいろいろ農業者に関わっては、状況が変化することはいろいろな意味で問題が変化するというので、このかさ上げに関わっての障害、これに意見がいろいろな形で出てこられると、その内容は、補償というような問題をも含めて生じるということをご想定しながら対応していただきたいと、このように思うわけです。

私は、新しい道路を造られることについては、どんな道路であっても、私はそれなりのいろいろな狙いがあり、新しい時代に向かったの対応ということで、必要性という意味で、今までから私は新しい道路を造るのは積極派です。積極派ですが、核心的に、俺のところ

は絶対に先祖の土地を守るんだということで、最初から協力を否定している人もいます。そういうこともありますから、今までから私は申し上げていますが、土地収用法を見込んだ形で物事は組み立てたほうが合理的ではないのかと思いますので、私の気持ちだけをまずは申し上げておきたいと思います。

加えて、この機会に私は建設委員会のメンバーでありながらですが、ご理解いただきたいのですが、御所市の京奈和自動車道に関わって、京奈和自動車道の御所南インターチェンジは4分の3インターチェンジにさせていただいたということでありがたいのですが、ちょうど御所市の中央に御所南インターチェンジがありますから、これがフルインターチェンジになるような方向での努力を国との関係でよろしくお願い申し上げます。また御所インターチェンジ周辺は今、工場用地の集積地としてご苦労いただいているわけですが、取り組んでいただいてから随分日数がかかっているわけです。そういうこともありますので、先般もいろいろな意味での問合せに対しては積極的な対応をお願いしていますが、特にお願いしておきたいのは、京奈和自動車道御所インターチェンジ周辺のアクセス道路、地元からも要望は上がっているとは思いますが、産業集積地との関わり合いもありますので、積極的に推進をお願いしたいと、このように思うわけです。

それからもう1点、御所は南和地域ということで、昨今は過疎化、人口減少が非常に進み、菓の産地と言われてきた御所市今住、また高取町市尾、この周辺に関わっての道路開発ということで、市尾から今住の、言わば周辺を通過してJR掖上駅に結ぶ道路の促進をぜひお願いしたいと、この機会に要望を申し上げておきたいと思います。

なお、同じことの繰り返しですが、ユンボに関わって、私は素人ですが真剣に勉強しています。皆さんも参考にさせていただきながら、またいろいろご意見を出していただければ私自身もありがたいと思う。

一般的に、建設用機械、重機に代わってショベルと言っていますが、大体5種類の言い方があるようです。一つはパワーショベル、ショベルカー、バックホー、ドラグショベル、油圧ショベルということで、役所によって違うし、あるいはまた製造元等の関係でも違いますし、国の関係の文書などで使われている場合もあるし、様々です。だから、一般論的にユンボと言われているが、いろいろな種類があるようです。

そういうことで、この運転免許証を取り消されたという方が、非常にいろいろな意味で、これはおかしいということの不満や憤りも含めながら、いろいろなところに問合せや勉強などに出かけておられるわけですが、その内容に関わって、皆さんにも知っておいて

いただきたいと思うわけです。

一つは、農作業中の人から頼まれて、人助いで田んぼの周りでユンボを動かしたことによって自動車の運転免許証が取り消しされたと、この方は土木業者であるわけです。そういう関係で、本日は建設に関わるセクションでもありますので、特に認識をしてもらいたいわけですが、6トンのユンボはミニショベルとして販売されているようです。3トンのユンボもあるわけですが、長さや幅等の関係で道路交通法上、大まかに分類される場合があるようです。大型特殊免許が必要だと、奈良県警察はこのようにおっしゃり、そのような裁定をなさって処分されたわけですが、これを十分に皆さんに知っておいてもらいたい。これは農業者あるいは土木関係業者等々に大変な影響が及ぶことになります。

大型になった場合は大型特殊免許が必要だと、大型特殊免許の取得がなければ無免許運転、取得があっても無車検、無保険、こういうような形になる。あのユンボに車検があるのか、あるいは保険が掛けられるか、こういう問題が起こるわけです。要するに、ユンボは道路上で動かしたら、大小にかかわらず運転免許停止にまで及ぶ、そういうような判断をされるということがあって、この措置というのは恐らく全国初めての措置であると思うのです。だから、警察も停止を受けた方があちこちへ問合せをされているものだから、後追いでいろいろ勉強なさっているようです。そういうことで、言わば、いろいろな問題が醸し出されているということを皆さんにご理解いただきたいと、このように思います。

もう一つ、ユンボと言われる建設機械は、道路交通法上、道路では特殊自動車のショベルローラーとして扱われるということで、各地でいろいろ驚きが広がっているということも皆さんもご承知いただいていることだろうと思います。重機には、それぞれ自動車免許取得以外にも、操縦に関わって、労働安全衛生法に基づく運転技能講習を修了しなければならないことが義務づけられているようでもあります。ショベルローラーの場合は、地上より上の作業、地下は掘らない、そういうものは車両系荷役運搬機械という扱いの講習を受けるといことのようにあります。ユンボの場合は、車両系にかかわらず、主に地上より下を掘る作業に使われている重機を車両系建設機械の資格が必要だということで、これも講習を受けなければならないということでもあります。

運転免許証を取り消された方がリース会社からいろいろ調べたりされている内容を申し上げます。重機製造会社の神戸製鋼へ確認してもらおうと、特殊自動車ではないと、自動車として製造はしていないと、こういうことです。ナンバーもつけられないという返事がされたようでもあります。同じように、ユンボを持っている関係者に聞いても、運転免許証が

取消しになった話は聞いたことがない。資格はあるが、私のように大型特殊免許を持っている人もほとんどいなかったということでもあります。

近鉄新ノ口駅の東にある奈良県運転免許センターに出向いて、ユンボの大型特殊免許はどうすれば取れるかと尋ねたら、そのような話は聞いたことがない。もし乗れるとすると、キャタピラ限定免許かもしれないが、持っていて公道は走れないと。車検や自賠責保険は、ここでは分からない、運輸支局で聞いてくださいという返事のように。だから、保険には入れないと、こういうことです。さらに後日、運輸支局に問い合わせたところ、車検、自賠責保険の加入は無理だ、そのようなものはありませんということです。ましてやこれは自動車でもございませんと。

私は先日、県税事務所の担当課長に聞いたのですが、このユンボは自動車税に関連するものを取っているのかと聞いたら、県税事務所は、自動車として税をもらうのはナンバープレートがあるものだけだということです。そういうことで、いかに警察のこのたびの判断というのは無理やりな展開であったということが想像できるということです。

国土交通省にも問い合わせると、キャタピラ車は道路を走行できないと、これ以上の答えがなかったようでもあります。いずれにしても、自動車ではないということだけははっきりしたと思うのです。

そこで、私有地、あの私道以外の工事等々にもいろいろな農業者、あるいはまた建設業者が作業や工事をなさるわけでありますが、重機操作に関わって、現場ではどんな免許や資格が必要とされ、どのような形で許可、許容をされるのかということをはっきりと関係者は認識される必要がある、そういう啓発が大事ではないかということでもあります。

つまり、奈良県警察のこのたびの措置が是認されるとするならば、いろいろな意味で混乱が生じるように思いますが、そういう意味での啓発、警察が間違っているのか、いや、この事件は裁判にもかかると思いますが、警察はなかなか一旦出した方針は謙虚に変えるというようなお気持ちにならないと思いますので、そうなってまいりますと大変な混乱を想定しながら、啓発等を含めた対処を、土木関係機関のセクションとしての役割を積極的に今からご用意を願っておきたいということをつけ加えておきたいと思います。釈迦に説法でしつこいとお思いになるかも知れませんが、私は農業者、建設業者等といろいろ日常的な関係で深い関わり合いを持っていますので、特に関心を強くしています。どうぞ業者をお助け願いたいということで問題提起をしたような次第であります。そういうことで、先ほどから申し上げた内容も要望として聞き取っていただければありがたいと思います。

○佐藤委員長 答弁はよろしいですか。

○川口（正）委員 はい、よろしい。

○佐藤委員長 ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑がなければ、これをもって県土マネジメント部、地域デザイン推進局の審査を終わります。

総括項目については、後ほどまたお伝えいただければと思います。

午後1時から福祉医療部、医療・介護保険局、医療政策局、観光局、水道局の審査を行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、しばらく休憩します。